



所報タイトル「信頼」は所内で掲げる

平成 21 年度の目標です。

発行責任者 / 小林 政氏
発行日 / 2009 年 12 月 1 日

小林合同会計
所長税理士 小林 政氏
税理士 山野 基尚 税理士 須賀 保雄
〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
TEL (048) 253-5668 FAX (048) 253-7602
<http://www.e-cg.co.jp>

この所報のバックナンバーは弊所ホームページにて掲載しております。

第7回親睦ゴルフ大会

～栃木ヶ丘ゴルフ倶楽部～



平成 21 年 11 月 17 日 (火) に当事務所主催第 7 回親睦ゴルフ大会が栃木市の栃木ヶ丘ゴルフ倶楽部にて開催されました。開催以来、初めての雨となりましたが、今年も 30 組 118 名の方々にご参加いただきました。雨の中多数の皆様にご参加いただきまして、ありがとうございました。悪天候で気温が低いにもかかわらず、今年も熱戦が繰り広げられました。また、今回のゴルフ大会は参加された皆様全員に賞品をお持ち帰り頂くことができ、大変好評でした。今後のご参加をぜひお待ちしております。



【総合優勝】青木信用金庫
清水 博司様



【総合準優勝】(株)スズショウ・エンタープライズ
山崎 正様



【女性ベスグロ】(有)呑喜

和田 早苗様(写真右)



【男性ベスグロ】(有)ミレニアムアクティブカンパニー

江原 義夫様(写真右二番目)



【パーティー乾杯のご挨拶】

吉野電化工業(株)
吉野 寛治様



【パーティー閉会のご挨拶】

川口商工会議所
橋本 昌則様



小林合同会計事務所 第7回親睦ゴルフ大会順位 (敬称略) 3

順位	参加者名	OUT	IN	GROSS	HDCP	NET
優勝	清水 博司	36	40	76	7.2	68.8
2位	山崎 正	40	41	81	10.8	70.2
3位	殿塚 義信	44	42	86	15.6	70.4
4位	田中 隆文	50	50	100	28.8	71.2
5位	江原 義夫	36	37	73	1.2	71.8
6位	峰岸 秀治	48	49	97	25.2	71.8
7位	片岡 正秋	46	43	89	16.8	72.2
8位	須崎 伸明	50	49	99	26.4	72.6
9位	石田 仁志	44	48	92	19.2	72.8
10位	関口 博司	42	42	84	10.8	73.2

ベストグロス

5位	江原 義夫	36	37	73	1.2	71.8
16位	和田 早苗	49	51	100	26.4	73.6

所長賞

62位	柴田 智	52	55	107	28.8	78.2
-----	------	----	----	-----	------	------

当日賞

117位	石田 久美子	68	71	139	36	103
------	--------	----	----	-----	----	-----

ラッキー賞

77位	秋場 松男	58	54	112	32.4	79.6
-----	-------	----	----	-----	------	------

ふらっちょくん

『苦手克服』

深井 香那

私の家では犬を飼っていて、来年の五月で飼い始めてから丁度十年になります。

十年前の私は、家で犬を飼うなどもつての外、犬を可愛いなんでとんでもない、と断言するほど犬が嫌いでした。それにも係わらず、ある日突然、親が「犬を買ってきたよ」と言つて、学校から帰った私に子犬を見せたのです。もちろん私は大泣きをし、「今すぐ捨ててきて！じゃなければ、家の外に出して！」と言いましたが、却下され、犬は室内で飼われることとなりました。

もちろん最初の頃は近寄られるのも嫌で、数ヶ月はなるべく自分の部屋に籠り、犬を近づけないようにと必死でした。しかし、家族全員が家にいない時や、散歩の時間までに帰ってこれない時等は、半強制的に私が犬を散歩に連れて行ったり、餌をあげなくてはいけなくなったりと、数年後には少しずつ、犬の世話をするようになり、触れる事も多くなっていました。

それから、九年と七ヶ月が経ちました。今では、仕事から家に帰り、「ただいま」と最初に挨拶する相手はその犬であり、他の家の飼い犬でも自分から触れる事が出来るほど犬に慣れる事ができました。苦手であった犬を克服することができたので、家の犬にはとても感謝しています。

年末調整のご準備はお済みですか？

今年も残すところあとわずか。事業主の方、会社等の給与支払者の皆様は、そろそろ年末調整をおこなう時期となりましたが、ご準備はいかがでしょう？

～年末調整～

源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払を受ける人の年間の給与総額について納めなければならない税額(年税額)と一致しないのが通常です。

このような不一致を精算する為、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付する事が必要となります。この精算の手続きを『年末調整』と呼んでいます。

◆年末調整の対象となる人◆

- 1年を通じて勤務している人
- 年の途中で就職し、年末まで勤務している人 など

◆年末調整の対象とならない人◆

- 1年間の給与の収入金額が2000万円を超える人
- 2箇所以上から給与の支払を受けている人で、他の給与の会社に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している人
- 年の途中で退職した人で、年末調整の対象となる人以外の人
- 継続して同一の雇用主に雇用されない、いわゆる日雇い労働者 など

◆年末調整に主に必要となる書類◆

必要に応じて従業員の方に以下のような書類を提出して頂いてください。



- ・給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
※年末調整は提出していることが前提となります。
- ・生命保険料(一般の生命保険料・個人年金保険料)控除証明書
- ・地震保険料等控除証明書
- ・社会保険料証明書類(国民健康保険料又は国民健康保険税の納付明細等、国民年金保険料等証明書類等)
- ・小規模企業共済等掛金証明書
- ・給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書
- ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

なお、初年度の住宅借入金等特別控除、医療費控除等は、年末調整では受けられません。確定申告が必要となりますのでご注意ください。

詳しくは当事務所各担当者にお尋ね下さい。